

農地転用届出について

1 届出書の作成上の注意

- (1) 提出書類は正本と副本の**2部**必要になります。
- (2) 届出書は一つの事業に対して一件ごととさせていただきます。事業が複数の場合はそれぞれについて届出書の提出をお願いいたします。
- (3) 一筆の内的一部分だけを転用する場合、法務局での地目変更や所有権移転等の登記手続きに支障が生じることがありますのでご注意ください。
- (4) 取下げ、取消しには願出書の提出が必要です。
- (5) 届出者や届出地が多数で届出書に書ききれない場合は、別紙に記載してください。
- (6) 土地改良区の受益地については、必ず該当土地改良区に確認してください。

2 受理通知書の交付について

届出の提出は毎週月曜日に締め切り、受理通知書の交付は翌週月曜日以降となります。ご本人が受領される場合は運転免許証など公的な身分証を、代理の方の場合は委任状と代理の方の運転免許証など公的な身分証をご用意のうえ、下記担当窓口にてお受け取りください。

3 受理通知書交付後の訂正について

受理通知書の交付以降に届出書の内容を訂正する場合、訂正願の提出が必要となります。また変更する項目によっては取消しとともに再申請していただく場合があります。各種願出には、手続きに2～3日お時間をいただきますのでご注意ください。

◆ 転用が完了した際には地目変更登記をしていただきますようお願いいたします。 ◆

担当 豊橋市農業委員会事務局 ☎0532-51-2950
今橋町1番地 豊橋市役所 西館3F